



質問

「重要事項説明書（作成例）」における「修繕積立金等の種類」の項目で「有価証券」に○を付すのはどのような場合ですか。



回答

適正化法施行規則第87条第2項には、管理組合から委託を受けて管理組合の財産である有価証券を管理する方法とし以下の規定をしています。

- 一 （略）
- 二 修繕積立金等有価証券である場合 金融機関又は証券会社に、当該有価証券（以下この号において「受託有価証券」という。）の保管場所を自己の固有財産及び他の管理組合の財産である有価証券の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該受託有価証券が受託契約を締結した管理組合の有価証券であることを判別できる状態で管理させる方法

以上のことから、管理会社は有価証券を一切保管することができないということはなく、例えば、上記の方法で保管する場合には「修繕積立金等の種類」の項目の「金銭」及び「有価証券」に○を付すこととなります。

その上で、最下段「有価証券」の項目には施行規則に基づいて、以下のような記載をすることが考えられます。

「当社がお預かりする有価証券については、(株)●●証券において当社の固有財産及び他の管理組合の財産である有価証券と明確に区分し、貴管理組合の有価証券であることを判別できる状態で管理します。」

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。